

2 0 2 5 年度事業報告書

自 2025 年 4 月 1 日
至 2026 年 3 月 31 日

一般財団法人知的財産研究教育財団

2025年度事業報告書

I. はじめに

2025年度は、知的財産研究所及び知的財産教育協会ともに、事業を順調に実施することができました。知的財産調査研究事業では、「知的財産推進計画2025」で検討課題とされた、権利侵害を事前に抑制する知財保護システムの在り方に関する調査研究など、4本の調査研究を実施しました。知的財産国際共同研究推進事業では、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）の「医薬及び医薬関連分野における特許審査実務に関する調査研究」において、アセアン 10 か国知的財産庁の審査官等を日本に招へいしてワークショップを開催しました。知的財産保護包括協力推進事業では、日中の共同研究者による会議を3回開催し、そのうち第2回会議は、共同研究者一同が東京会場に参集し対面で開催しました。知的財産管理技能検定事業は、例年どおり安定した受検者数を確保しており、知的財産教育関連事業も、知的財産アナリスト認定講座が引き続き順調に受講者を集めております。

II. 決算の概況

2025年度の決算は約7,093万円の黒字となりました。収入面では、知的財産調査研究事業が減収となりましたが、知的財産国際共同研究事業が増収となり、知的財産管理技能検定事業等も堅調に推移したこと等により、経常収益計は約6億1,280万円となりました。支出面では、知的財産調査研究事業の縮小に伴う経費の減少等があり、経常費用計は前年度に比べ約480万円減の約5億4,060万円となりました。

Ⅲ. 各種事業の実施状況

〔知的財産研究所関係〕

1. 知的財産調査研究事業

本事業は、知的財産制度や運用等に関する諸問題について、国内外の制度の現状や課題等を調査し、国際的調和や適切な権利保護等の観点から研究を行うことを目的とした中核事業です。

本年度は、特許庁から4本の調査研究を請け負い、調査研究を行いました。

1番目の調査研究は、「知的財産推進計画2025」で検討課題に掲げられた、知財侵害の抑止の在り方に関するテーマです。特許、登録意匠、登録商標の表示等に係る国内外の制度や実態について、産業界や専門家の意見も把握しつつ調査研究を行い、その成果は随時、特許制度小委員会の議論において活用されました。また、2番目の調査研究では、GCC（湾岸協力理事会）諸国が日本以外と締結しているEPA/FTAにおける商標に係る規定の分析等を行いました。

表1 調査研究のテーマ（受託順）

※いずれも請負事業

1	「権利侵害を事前に抑制する知財保護システムの在り方に関する調査研究」（特許庁）
2	「国際知財制度分析調査」（特許庁）
3	「我が国の知的財産権制度が経済に果たす役割に関する調査」（特許庁）
4	「イノベーション創出に資する外国語出願の受け入れ環境の在り方に関する調査研究」（特許庁）

2. 知的財産国際共同研究推進事業

（1）産業財産権制度国際課題対策推進事業

本事業は、国内外の研究機関への研究者の派遣・招へいにより、知財に関する国際的な課題を把握し、制度調和を促進するとともに、研究者ネットワークを構築することを目的とした事業です。

本事業は2年間の委託事業であり、昨年度受注した2024～2025年度事業の2年目として、昨年度に募集・選定した2名の国内研究者を外国の研究機関に派遣し、同3名の国外研究者を当研究所に招へいしました（表2参照）。また、本年度受注した事業の1年目として、来年度の派遣・招へい研究者の募集・選定を行いました。

表2 研究者の派遣・招へい実績

派遣研究者	研究テーマ、派遣先、研究期間
工藤 敏隆 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授	「知財紛争解決における ODR の活用— AI による支援も視野に一」
	モントリオール大学（カナダ）
	4月1日～12月25日（9か月）
青柳 由香 法政大学法学部法律学科 教授	「エッセンシャル・ファシリティ法理の 再検討と近時の展開の分析」
	欧州大学院（イタリア）
	8月7日～2月28日（7か月）
招へい研究者	研究テーマ、研究期間
Atilla Kasap（トルコ） トルコ弁護士／元・サセックス大学 イ ンクルーシブ貿易政策センター（CITP） 博士研究員（～2024年4月）	「日本における AI 関連発明の規制及び 信頼性ある AI の確立のためのツールと してのパテントプールの研究：米国・EU との比較研究」
	5月27日～2月28日（9か月）
Yan Li（中国） 西北政法大学 准教授	「商標の表示された真正品の再包装に関 する商標上の問題についての研究」
	7月31日～9月30日（2か月）
Cristiana Sappa（イタリア） イエセグ経営大学院 教授	「知識にアクセスできる時代に文化遺産 をより良く保存かつ評価するために、商 標は著作権に代えて又は著作権に加えて どのように使用されているのか」
	8月25日～12月20日（4か月）

（2）知的財産保護包括協力推進事業

本事業は、日本と中国における法制度及び運用の相互理解を深め、我が国産業界の利益を適切に保護するため、中国政府機関・研究機関と連携して、日中の研究者による共同研究を実施する事業です。

本年度は、以下のように研究者会議を実施しました。共同研究テーマと研究者は表3のとおりです。

① 第一回研究者会議（2025年7月12日）

オンライン会議により、共同研究テーマについて研究者が基本認識や課題を提示する研究者会議を開催しました。

② **第二回研究者会議**（2025 年 11 月 14 日、15 日）

中国の研究者が来日し、共同研究者一同が東京会場に集まり、共同研究テーマについて討論を行う研究者会議を開催しました。併せて、中国制度に対する日本企業の課題認識や要望等をテーマとして、株式会社リコーとの意見交換会を開催しました。

③ **第三回研究者会議**（2026 年 1 月 10 日、11 日）

東京に日本側研究者が参集する会場を設け、中国側研究者はオンラインで参加する形式により、研究成果の報告を行う研究者会議を開催しました。本会議は、北京での開催を前提に準備を進めましたが、関係者間で調整のうえハイブリッド開催に切り替えて実施しました。

表 3 研究テーマと研究者

「間接侵害に関する比較研究」	
田村善之教授（東京大学） 鈴木將文教授（早稲田大学） 橘雄介准教授（福岡工業大学）	呉漢東教授（中南財經政法大学） 管育鷹教授（中国社会科学院） 張平教授（北京大学）
「商標法（及び意匠法）からみた不正競争防止法の保護領域」	
茶園成樹教授（大阪大学） 青木大也准教授（大阪大学） 麻生典准教授（慶応義塾大学）	彭学龍教授（中南財經政法大学） 顧昕首席研究員（CNIPA 知識産権発展センター） 李菊丹教授（中国社会科学院）

（3）アセアン加盟国の知的財産制度に関する調査事業

本事業は、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）から 2 年間（2023 年 7 月～2025 年 9 月）の委託事業として受託し、「アセアン加盟国の医薬及び医薬関連分野における特許審査実務に関する調査研究」を実施する事業です。

本年度は、ベトナム、カンボジア、ブルネイ、ミャンマーの調査、及び、2 年事業の集大成としての、アセアン 10 か国の審査官等を日本に招へいしてワークショップ（2025 年 7 月：東京）を実施し、報告書を作成しました。なお、報告書の確認期間を確保するため、2025 年 9 月までであった 2 年目の契約期間を、2026 年 2 月まで延長しました。

また、本年度、ERIA から新たに「半導体サプライチェーンに関する知的財

産プロジェクト」を受託しました。本事業も2年間の委託事業であり、1年目として、半導体サプライチェーンに係る世界的動向及びアセアン地域の状況調査を行いました。今後、有識者へのヒアリング調査等を実施し、アセアン地域における半導体サプライチェーンの特許保護に関する課題と対策をまとめた上で、全アセアン加盟国を対象に、特許審査官向け能力構築プログラムを実施する予定です。

3. 知的財産研究支援事業

本年度も、知的財産に関する特集や論説等を提供するIPジャーナルの発行、国内外の知的財産情勢に精通した有識者によるIIPセミナーの開催、特許統計分析のためのIIPパテントデータベースの運営、国内外の研究機関との交流等を通じて、知的財産に関する情報の提供、研究の支援や人材の育成に取り組みました。

IPジャーナルは、第33号から第36号まで発行しました。各号の特集テーマとして、第33号から第35号では、昨今注目されている生成AIに関連する「生成AIとプロダクトデザイン」、「生成AIと発明」、「生成AIと知財業務」をそれぞれ取り上げ、第36号では「半導体と知財」を取り上げました。

IIPセミナーは9回開催し、当財団の知的財産教育協会、三菱電機（株）及び（株）HackCampによる「知財を起点とした事業共創プラットフォーム Open Technology Bank®×共創ナビ ivan®」（2025年度グッドデザイン賞を受賞）や、中国におけるAI及びソフトウェア関連特許の審査・保護の最新動向等のテーマを取り上げました。講師の許諾を得たセミナーの動画は、知的財産研究所の賛助会員サイトに掲載しました。委託事業の成果報告会は、5回開催しました。

IIPパテントデータベースについては、2024年4月から無償提供を開始した2024年度版について、2026年3月末までに280名の利用申込みがありました。

4. 図書館運営事業（公益目的支出計画実施事業）

本年度も、知的財産の研究者や実務家をはじめ知的財産に関わる方々にとって利用価値の高い図書館となるよう、知的財産に関連する国内外の図書や雑誌等を収集したほか、来館者に対する所蔵案内、遠隔利用者に対する郵送複

写サービス等を実施しました。

〔知的財産教育協会関係〕

5. 知的財産管理技能検定事業

本事業は、当財団が厚生労働省指定試験機関として国家試験である知的財産管理技能検定を実施する知的財産教育協会関係の中核事業です。

本年度は、2025年7月13日、11月16日、2026年3月8日に検定を実施しました。2024年7月検定より導入したオンライン受検者数の比率は、全受検者数の約11%でした。本年度の受検者数は35,317人(前年比100.1%)となり、2026年3月までの累計受検者数は557,229人となりました。

表4 知的財産管理技能検定受検者数の推移

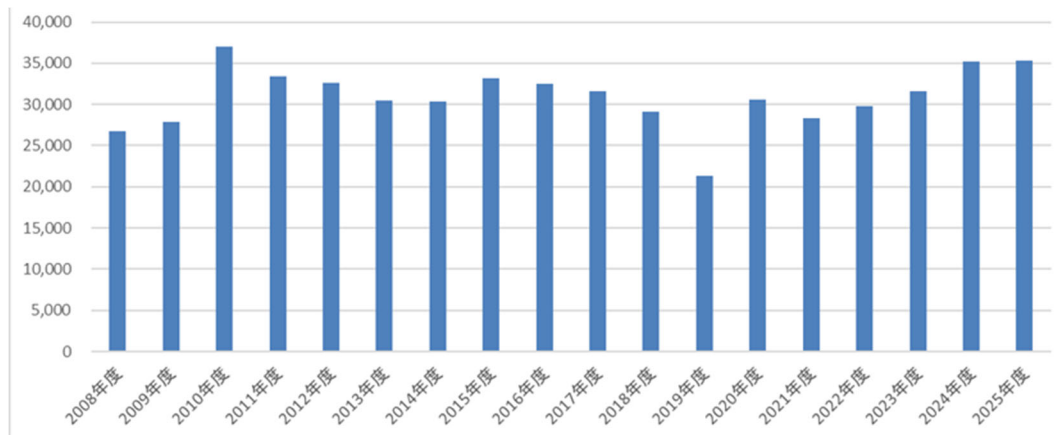


表5 知的財産管理技能士数（2026年3月末日現在）

技能士種別	人数
一級知的財産管理技能士（特許専門業務）	2,055 名
一級知的財産管理技能士（コンテンツ専門業務）	470 名
一級知的財産管理技能士（ブランド専門業務）	353 名
二級知的財産管理技能士（管理業務）	49,203 名
三級知的財産管理技能士（管理業務）	98,815 名
合計	150,896 名

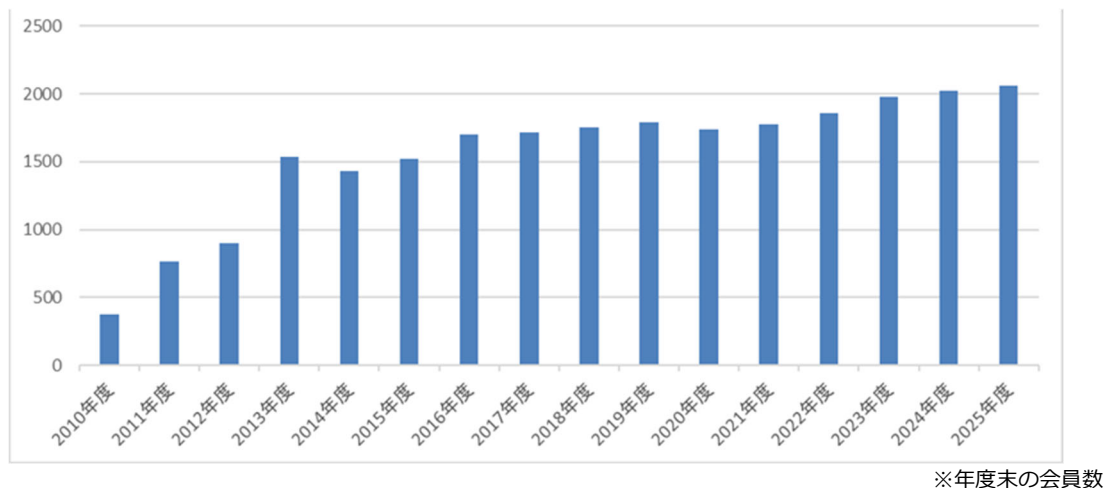
6. 知的財産管理技能士会事業

本事業は、知的財産管理技能検定の合格者を会員として、その知識と技能の維持向上及び認知度向上のための会員向けの研修、交流会の実施、研究会活動、情報発信活動などを行う事業です。

本年度も、運営委員会、研修委員会、交流委員会、研究会の各委員会に所属する知的財産管理技能士により、会員の知識と技能の維持向上、認知度向上につながる活動を行いました。

2026年3月末現在の知的財産管理技能士会員数は、2,058人(前年比101%)となっています。メールマガジンは約4万件の配信先へ情報を提供しています。

表6 知的財産管理技能士会員数推移



※年度末の会員数

7. 知的財産教育関連事業

本年度も、IP ランドスケープの担い手を育成・認定する「知的財産アナリスト認定講座(特許、コンテンツ)」、中小企業の実態調査や役立つ情報の発信を行う「中小企業センター」、ファッションに関する保護制度の研究を行う「Fashion Law Institute Japan」、その他大学等への講師派遣などを実施しました。

知的財産アナリスト認定講座は、コンテンツ講座を2回、特許講座を3回実施し、多くの受講者を集めました。

中小企業センターについては、毎月1回の中小企業に役立つ情報発信を行いました。

Fashion Law Institute Japan については、文化服装学院などでファッショ

ン・ローの講義を実施しました。

講師派遣については、大学等の教育機関に加え、中国経済産業局など公的機関からの要請を受けて講師（知的財産管理技能士）を派遣しました。

〔その他〕

8. IP ランドスケープ推進協議会への参画

当財団が事務局を務める IP ランドスケープ推進協議会は、奇数月に計 6 回の協議会を開催しました。また、分科会活動として実践的な IP ランドスケープ（実在企業を提案先として設定し、仮想の経営課題に対する IP ランドスケープを行い、成果共有のための報告会を実施）にも取り組んだほか、海外の IP ランドスケープを実践するコミュニティ（欧州の Patent Documentation Group、韓国の Korean Intellectual Property Association）との交流や IP ランドスケープ手法のマニュアル化を行いました。

IV. 評議員会及び理事会

1. 2025 年度第 1 回理事会（2025 年 6 月 4 日）

2024 年度事業報告及び決算、2024 年度公益目的支出計画実施報告、2025 年度定時評議員の招集について承認しました。

2. 2025 年度定時評議員会（2025 年 6 月 19 日）

2024 年度事業報告及び決算の承認、評議員 2 名、理事及び監事の任期満了に伴う後任の選任を行いました。

3. 2025 年度第 2 回理事会（2025 年 6 月 19 日）

定時評議員会において理事が改選されたことに伴い、代表理事（会長）、代表理事（理事長）、代表理事（教育協会担当）、業務執行理事（専務理事）、業務執行理事（常務理事）を選定しました。

4. 2025 年度第 3 回理事会（2026 年 3 月 2 日）

2026 年度事業計画及び予算について承認しました。

附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項なし。